## 岐阜県介護福祉士等修学資金の流れ(実務者研修施設)

貸付 審査・決定

介護福祉士 に登録 対象業務に 従事

■ 猶予の 申請・決定 免除の申請・決定

資料4

(法人保証申出から送金まで)

(法人保証申出から送金まで) 					
手続き	修学資金貸付申請者・借受人	連帯保証人(法人)	岐阜県社会福祉協議会		
	法人に連帯保証を依頼	連帯保証を承諾			
① 法人保証申出		下記の書類を提出			
※各回の貸付申請期間に間に合		①法人保証申出書			
うように事前に法人保証申出を		②直近3カ年の決算状況が確認できる書類			
行ってください。		(以下の内、該当するもの全て)			
		※原本証明を付すこと			
		貸借対照表      収支計算書			
		事業活動計算書 損益計算書			
		③法人税納税証明書			
		④その他、必要に応じ県社協が求めるもの			
② 連帯保証の可否に関する通知			法人に向け連帯保証の可		
			否に関する通知を送付		
③ 申請書類提出	申請書類の提出※養成施設へ提出	連帯保証に係る書類の準備			
	① 介護福祉士等修学資金貸付申請書	※借受申請者が複数の場合は、人数分の書類が必要			
	② 住民票(原本)	です。下記①②については原本または原本証明を付			
	③ 推薦書	したものが一部あれば、他は写しで構いません。			
	※養成施設が、申請者一覧表を添付して申	①履歴事項全部証明書			
	請書類を県社協へ提出	②連帯保証に関する法人としての決定が確認でき			
		る書類			
		法人理事会議事録 取締役会議事録 等			
		③申請者との関係性が確認できる書類			
		雇用契約書 内定通知書 等(該当者のみ)			
		④その他、必要に応じ県社協が求めるもの			
④貸付審査・決定	書類の提出	貸付決定に関する書類の準備・記入等	審査会での審査を経て、		
修学資金貸付決定通知書の交	①誓約書	①誓約書 (法人名の署名・公印の捺印)	会長が貸付の可否を決定		
付・借用証書等の取り交わし	②借用証書	②借用証書(法人名の署名・公印の捺印)	⇒貸付が決定された借受		
	③修学資金振込口座申請書	③印鑑登録証明書(法人)	人に向け、修学資金貸		
	④印鑑登録証明書(借受人)		付決定通知を送付		
② 送金	貸付金の受領		貸付金の送金		

## (養成施設卒業から返還免除まで)

(良风旭以十末かり込起元がより			
⑥養成施設を卒業	介護福祉士国家試験受験		
介護福祉士国家試験受験	合格⇒介護福祉士に登録し、返還猶予申請		
	不合格⇒特例適用申請し、翌年の国家試験を		
	受験(3年以内に合格・登録が必要)		
	受験資格を満たしていない⇒特例適用申請		
	し、受験資格取得後、受験		
⑦返還免除対象業務に従事		(借受人が当該法人の職員の場合)	
		介護福祉士として返還免除の対象業務に従事し	
		ていることを証明してください	
⑧返還債務の猶予の申請	返還免除の対象業務に従事していることによ		返還猶予の決定
	る返還債務の猶予の申請	(借受人が当該法人の職員の場合)	
	【猶予期間中】	毎年4月に借受人の従事状況について証明して	
	毎年4月30日までに状況を報告	ください	
⑨返還債務の免除を申請	介護福祉士として2年間従事した後、返還債		返還免除の決定
	務の免除を申請(介護福祉士登録後、岐阜県		
	内において引き続き2年間在職期間が730		
	日以上、かつ、介護の業務に従事した期間が		
	360日以上)		

《返還について》下記に該当する場合は、修学資金の返還をしなければなりません。

- ・修学資金の貸付が取り消されたとき (退学したとき、申請内容に虚偽があったとき など)
- ・養成施設を卒業した日から1年以内(国家試験に不合格となった場合等は3年以内)に介護福祉士に登録せず、又は岐阜県の区域内において介護福祉士等と して対象業務に従事しなかったとき
- ・岐阜県の区域内において介護福祉士等として対象業務に従事する意思がなくなったとき
- ・対象業務に従事した後、業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により対象業務に従事できなくなったとき